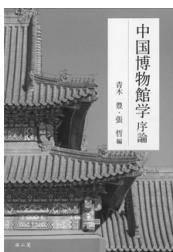


中国の博物館学、濫觴から現在まで

青木豊 張哲編
中国博物館学
序論



A5判 312頁
雄山閣
[本体 8,600円 + 税]

大出 尚子

近年、中国の博物館学関連では、二〇〇三年に鄭欣森北京故宮博物院長が提唱した「故宮学」の概念に触発されるように、「三つの故宮（北京故宮博物院・瀋陽故宮博物院・台北国立故宮博物院）」それぞれ、または三館を包括する諸問題が、多くの研究者の関心を引きつけている。まさに現在、故宮関連の研究は、隆盛を極めていると言っても過言ではない。⁽¹⁾ 無論、故宮のみならず、中国各地の博物館研究は、館史をはじめとして様々な角度から博物館を評価しようと進められ、活況を呈している。本書刊行の契機も、こうした学術動向と無関係ではなからう。

本書は、日本で唯一、大学院に「博物館学コース」⁽²⁾が設置されている國學院大學に在籍中の学生を中心に執筆された、既発表論文を主とする論文集である。編者の一人は、日本の

博物館学を牽引し、博物館展示・博物館経営等に関する多数の著書・論文を発表してきた青木豊國學院大學教授である。

本書の内容を紹介する前に、評者の紹介も兼ねて終章の「おわりに」に触れる。そこには、「満洲国」期の博物館研究についても本書では欠如している（二六九頁）とある。しかし、評者はまさに本書の「欠如」部分の研究を進めてきたので（拙書『満洲国』博物館事業の研究¹汲古書院、二〇一四年など）、この場で評するには適任ではないかもしれない。ただ、大学院入学以来、一九四五年以前の中国東北の博物館に関しては種々の史料・先行研究を収集・分析してきたが、中国の博物館及び博物館学の濫觴から現在までを通覧する作業は、永らく積極的に行ってこなかったため、改めて勉強するつもりで本書を開いた。

まず本書は、一九二五年に開設し、中国の博物館の頂点に君臨する北京故宫博物院（かつての紫禁城）の薨が表装を飾り、読者を誘う。以下に、本書の構成・各論文の著者及び初出の雑誌（雑誌論文名は省略）を示す。

序章 中国の博物館学

第Ⅰ章 博物館学の濫觴

「中国博物館学の前夜と萌芽期における博物館学の展開について」 彭露（『國學院大學博物館學紀要』43、二〇一九年を補筆・修正）

「中国博物館学の萌芽期に関する初步的研究」 彭露（『國學院雜誌』119—10、二〇一八年を補筆・修正）

「萌芽期の中国博物館学の著書に関する研究」 彭露（『國學院大學大学院紀要—文学研究科』50、二〇一九年を補筆・修正）

第Ⅱ章 博物館学の展開

「萌芽期の中国博物館学の成果と評価について」 彭露（書き下ろし）

「中国における博物館資料の保存及び修復について」 樊子杰（『國學院大學博物館學紀要』42、二〇一八年を補筆・修正）

第Ⅲ章 博物館関係法規とその具体

「中国における古物古跡保存法に関する一考察——1911年—1945年の法令を中心に——」 陳維新（『國學院大學博物館學紀要』43、二〇一九年を補筆・修正）

「中国博物館関係法規の研究」 張哲（『國學院大學博物館學紀要』43、二〇一九年を補筆・修正）

「中華人民共和国の「博物館管理規則」に関する一考察」 落合広倫（『國學院大學博物館學紀要』38、二〇一四年を補筆・修正）

「西安市の行業博物館と博物館理事會制度」 張哲（『全博協研究紀要』20・21合併号、二〇一九年を補筆・修正）

「中国の博物館のアクセシビリティ——西安地域を事例として——」 伊東俊祐（『國學院大學博物館學紀要』41、二〇一七年を補筆・修正）

「台湾の博物館史と法制度の現状」 二葉俊弥（『國學院雜誌』118—11、二〇一七年を補筆・修正）

終章 中国の博物館学に関する研究の意義
附録 関係法規

博物館条例
博物館法（台湾）

序章では、青木豊氏が「博物館」「博物館学」の始まりに関する要点を語る。中国における博物館の嚆矢が、一九〇五年に張謇が開設した南通博物苑であることは、これまで定説であった。しかし二〇一七年に尹侖氏によって、中国人による中国初の博物館は、一九〇一年に雲南府政府の設立による公立の雲南府博物館であるとする「新説」が提唱されたという（二頁）。このように、「序章」でまず最新の研究成果を紹介するところから始まっているため、読者には、続く第一章から第三章が、中国の博物館に関する研究を今昔広くふまえて展開していくのではないかとの期待感を抱かせる。また、「一九〇六年に清政府の民政部による『保存古物推廣辦法』が中国文化財保存に関する最古の法であること、中国における『博物館学成立』年に関して一九〇五年説・一九三五年説・一九八〇年説の三通りの学説があることが（三―四頁）、博物館学の濫觴を論じるのに重要であることを、予め読者に提示している。なお、波線部について、後ほど改めて誤りを指摘したい。

第一章は、三節とも彭露氏が担当している。彭露論文を通じて評者が新しく得た情報は、次の三点である。まず、「序章」にもあるとおり、中国博物館学界では、一九〇五年に張謇が開設した南通博物苑こそが中国における博物館学の展

開の嚆矢とみなされてきたが、一九〇一年に日本に留学経験のある孫光庭が設立した雲南府博物館が中国初の博物館であるとする、二〇一七年に尹侖氏が提唱した「新説」である（一九・四頁）。彭露氏は、「新説」をふまえてもなお、「南通博物苑は、張謇の博物館学思想を具現化することとして、中国博物館学の嚆矢であると考えられる」（一九頁）との見解を示す。二点目は、日本では「日本博物館学の父」と呼ばれる棚橋源太郎が、一九五〇年に著書『博物館学綱要』のなかで初めて「博物館学」という語句を使用したとされてきたが、二〇一八年、すでに一九〇九年に「目暮里人」と称する人物が使用していたという前川公秀氏の研究に言及している点である（二二頁）。以上二点のように、彭露氏独自の研究成果ではないものの、中国と日本双方の最新の研究成果を紹介している点は評価できる。三点目は、評者も卒業論文執筆時に読み込んだ経験のある、王宏鈞『中国博物館学基礎』（上海古籍出版社、二〇〇一年）が、中国の大学の博物館学教育課程の教材になっていることである（三八頁）。ただし、王宏鈞主編『中国博物館学基礎』の二〇〇一年版は「修訂本（改訂版のこと）」であり、初版が一九九〇年（「國務院」文化部文物事業管理局編、上海古籍出版社）であることは、本書の他の論考でも示されていない。現在、「文物・博物館行政を所管する

国家文物局によって博物館学の教材として認定されている」(二三三頁)ほどの重要な本であれば、初版の情報は記載すべきであろう。

ここで、先に指摘した「保存古物推廣辦法」が「一九〇六年」に発令されたとする本書の記述について、少々長くなるが訂正を加えたい。まず、「民政部奏保存古蹟推廣辦法另行酌擬章程摺」(大清法規大全 光緒辛丑迄宣統己酉)卷一五、政学社、出版年不明)を参照すると、法令名は、正しくは「保存古蹟・推廣辦法」であり、一九〇六年設立の民政部によって上奏・裁可されたのは宣統元年、すなわち一九〇九年であることが記されている。本書では、第三章でも、「清光緒年間の一九〇六年に清政府により設立された民政部は、「保存古物推廣辦法」(古物保存の普及に関する規則。筆者訳)を制定し……次いで一九〇八年に制定された「城鎮郷地方自治章程」には……」(二九頁)とある。ここでは、民政部が一九〇六年に設立されたと述べているのであって、「保存古蹟推廣辦法」が一九〇六年に発令されたとは書かれていないが、「次いで一九〇八年……」との書き方では、読者は一九〇六年に「保存古蹟推廣辦法」が発令されたと読み取るしかないだろう。なぜ異なる著者によって、同じように法令名と発令年が誤記されたのであろうか。まさに、史料を参照すれば防げた

誤記である。

さて、第I章から第三章までを通読すると、一九四九年以前の中国博物館・博物館学に関する重要事項は次の三点といえる。収録論文数が多いため、ここでは箇条書きにて要点のみ示す。

(一) 一九三〇年、国民政府による「古物保存法」の制定。民国期の古物古跡保護関連法律のなかで「最上位の法令」で、一三六―一三八頁においてその内容を示す。

(二) 一九三五年、中国博物館協会の結成。一九〇一年から一九三五年までが、中国博物館学の事業発展の第一段階(六七・七六頁)。

(三) 中国の博物館学の通論的な単行本五冊の刊行(①費畊雨・費鴻年編『博物館学概論』中華書局、一九三六年、②陳端志著『博物館学通論』上海市博物館、一九三六年、③陳端志編著『博物館』商務印書館、一九三七年、④荆三林著『博物館学大綱』中国文化服務社陝西分社、一九四一年、⑤曾昭燏・李濟編著『博物館』正中書局、一九四三年)。これら五冊が出版された一九三六年から一九四三年までが、中国博物館学の事業発展の第二段階(六七頁)。

次に、一九四九年以後の中国博物館関連法規に関する重要事項は、次の三点といえる。

(一) 一九七八年の改革開放政策以降、中国の文化事業も変化し、中国の博物館が依拠する法的基準のほとんどは、一九七八年以降のもの。一九七九年、国家文物事業管理局による「省、市、自治区博物館工作条例」の発布(二五七頁)。本書では「後に制定された総合的な博物館関係法規は、この条例を元にするという存在意義」があるとし(二五九頁)、一六〇―一六五頁で同条例の全八章・二二条の邦訳を、一六九―一七二頁に原文を掲載。

(二) 一九八二年、中華人民共和国初の文化財に関する法律「中華人民共和国文物保護法」の公布。日本の「文化財保護法」(一九五〇年制定)より約三〇年遅れて制定された(一五七頁)。

(三) 二〇〇五年、中国文化部による「博物館管理辦法」制定(第三章の落合論文は「博物館管理規則」と邦訳し、内容を分析する)。二〇一五年、国務院による「博物館条例」の発令。「博物館条例」は、現時点で最新の博物館関係法規(二五九頁)。

第三章の張哲論文では、東アジアで博物館法を有していないのは中国のみであるが、なぜ中国で「博物館法」が作られないのか、という研究は不十分であるとし、現在までの中国博物館関係法規制定の歩みを整理した。その結果、張哲氏は、

二〇一五年の「博物館条例」が博物館関係法規の集大成的な存在であるから「博物館法」が作られていない(一六八頁参照)という見解に至っている。

第三章の最後には、台湾の博物館及び博物館法に関する二葉俊弥論文がある。近年の台湾の博物館の発展傾向や、台湾における二〇一五年の「博物館法」制定の流れを論じつつ、本書がこれまで取り上げてきた中国の博物館・博物館法令と、かつて台湾を統治していた日本の博物館・博物館法令との比較を文章に織り込むことで、最後を飾るのに効果的な論文となっている。

終章では、「なぜ日本で『中国の博物館学』を研究するのか」「なぜ本書を日本で出版する必要があるのか」「本書で明白になったこと」の三項目をまとめている。本書は、ほぼ中国からの留学生が執筆を担当している。参考資料としては、各人ともに日本の図書館・研究機関に所蔵された書籍や、編纂史料集、特にインターネットで公開されている条文に過度に依拠している。しかし、中国語・日本語に不自由がなく、大学院生という身分を持つ彼らならではの特性を活かし、中国の檔案館を利用し新史料の発掘に努める、あるいは西安市の博物館の事例研究ならば体験談に終始するのではなく陝西省立ないし西安市の図書館でしか所蔵が確認されないような

稀少な史料を利用していたら、新しい知見が提示できただろうし、本書を日本で出版する意義も、より深いものになったように思う。今後の期待も込めて、敢えて記した次第である。

終章の「おわりに」は、半分近くの紙幅を割いて、一九一四年に紫禁城内に開設された古物陳列所や、東三省の滿蒙物産館、滿洲資源館、「滿洲国」国立中央博物館、熱河宝物館の存在に言及しながら、中国人研究者が「滿洲国」期の博物館研究を進めることの重要性を強調している。本稿のはじめにも述べたように、評者はこれらの博物館研究を進めてきたため、ぜひ本書の中で中国東北の博物館史を論じて欲しかったし、その研究に関する見解を述べたかった。

表装の故宮博物院の薨に誘われたものの、「故宮学」に関連する研究は見られなかった。そして、中国東北の博物館研究は、本書の執筆者自身が認識しているとおり残された課題となった。続編に期待したい。

〔付記〕本稿を執筆するにあたり、吉開将人北海道大学教授から関連文献の紹介を含めた貴重なご意見をいただいた。ここに記して深く謝意を表したい。

【注】

(1) 近年、日本国内で評者と関心が一部重複する研究成果を公にしている研究者に、吉開将人氏・家永真幸氏・張碧恵氏があり、野嶋剛氏には『ふたつの故宮博物院』（新潮社、二〇一一年）をはじめ、北京・台湾故宮に関する著書がある。

(2) 「博物館学コース」の名称を用いているのが國學院大學のみであって、博物館学を専攻できる大学院は国内に多数存在する。

（おいで・しようこ 中国近代史研究者）